

さとうきび増産基金事業【概要版】

さとうきび増産基金事業は、干ばつ、病虫害発生等に対応した対策を講じるためのセーフティネット型の基金として運用。H29年産の一部地域で発生した糖度低下の状況を踏まえ、「4 低糖度に対する発動要件」を新設した。

さとうきび自然災害被害対策（生産者支援）

国内産糖自然災害影響緩和対策事業（工場支援）

事象	発動要件	主な取組内容
1 干ばつ発生時対策	1か月間の降水量が平年に比べ1割未満	かん水機器等購入，かん水作業料金の助成など
2 病虫害発生時対策	病虫害防除所から発生予察注意報、警報，特殊報が発出	薬剤購入，一斉防除・共防除に係る作業料金の助成など
3 台風襲来時対策	行政機関が推定する被害率が10%を超える台風被害の発生	除塩散水作業料金，植替・補植用種苗確保の助成，速効性肥料の購入など
4 自然災害被害からの生産回復対策 ※ 低糖度対策	台風，病虫害，登熟期の高温などにより，収穫開始から1か月間の平均買入糖度が11.5度を下回った場合	土作りの推進，種苗確保，株出管理作業の推進，肥培管理作業料金の助成など ※ 実施者すべての方の土壤診断の実施が必須
5 自然災害被害からの生産回復対策 ※ 低単収対策	干ばつ，台風，病虫害被害などにより，単収が対平年（7中5年平均）10%以上の減少と見込まれる場合	土作りの推進，種苗確保，株出管理作業の推進，肥培管理作業料金の助成など
6 特認	暴風，豪雨，高潮その他の自然災害被害により特に対策が必要な地域として農林水産省政策統括官が認めた地域	

発動要件
干ばつ，台風等により当該砂糖年度の産糖量が平年水準の10%以上減少
主な取組内容
次期操業に向けた工場内施設（原料圧搾設備等）の機能強化に要する経費の助成

発生した被害の状況や地域の事情に応じて以下のような対策を講じることができます。

- 病虫害防除対策
- 苗の植替・補植への助成
- かん水作業の実施
- 株出管理作業の推進
- 土づくりへの支援
- 適期肥培管理の推進 など